

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 26 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

富嶋集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 11 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

区としての課題は、区内の農地から休遊地出さないことである。幸い現在遊休農地は存在しないが、今後発生する恐れは十分考えられる。そのためにやむを得ず離農せざるを得なくなった農家の農地を区として貸し付けや委託の方法で区内の農業者が耕作していくことを最大の目標としている。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 26 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西市集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 11 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

個人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

そばなどの作付作物を西市区の特産としていく。

今後も 2 名の担い手を中心に集積する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 26 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

蕨生西集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 11 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 2 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

当地区は、農業地環境として中山間地の水田が多くあり、蕎麦・麦の集団転作がしにくい環境にあります。

米の味については良いとの声を多く聞くことより、おいしい米作りとして組合員が協力しあい、米のブランド化を目指していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 26 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

友江集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 11 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

個人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

優良農地の確保及び遊休農地の解消のため地域の中心となる経営体と連携し、地域全体で取り組んでいく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 26 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

中挟集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 11 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

隣地で担い手が耕作をしているので、そのなかに地区の農地を組み入れると効率よく営農ができると想像され、一層農地の集積が図られる。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 26 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

庄林集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 11 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

個人 2 経営体（うち認定農業者：2 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

ネギ、里芋を庄林区の特産としていく。

今後も地域の中心となる経営体に農地を集積していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 26 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

上据集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 11 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

個人 2 経営体（うち認定農業者：2 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

担い手の負担を軽減するために人手のかかる作業には協力する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 26 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

塚原集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 11 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

生産組合構成員及び自作農業者とも連携し、今後 T P P 課題、転作互助等に取り組んでいく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 1 月 26 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

中据集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 1 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 3 経営体（うち認定農業者：2 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

集落内の認定農業者 2 名を今後の中心となる担い手農家と位置付けるが、当面は、個々の農業者が現在の耕作地を管理していくこととし、面的な農地集積や園芸の導入について、順次検討していく。
平成 26 年 1 月 27 日の区の常会で新規就農者を今後の中心となる担い手農家に組み入れることで、新規就農者を育成し、区の農地を守るとともに農業の発展に資すると判断し、合意した。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 26 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大矢戸集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 11 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

安心安全な米を作り他との差別化、競争に勝てる米である特別栽培米で消費者に直販を試みる。

協同菜園を実施。保全管理地の有効活用、例えば遊び心のビオトープ、果樹栽培、養魚、等施行。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 26 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

井ノ口集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 11 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

区内の田畑は自分たちが携わっていかなければいけないという思いはそれぞれ持っており、協議を重ね何年先になるかわからないが、集落組織を立ち上げたい。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 26 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

吉集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 11 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 2 経営体（うち認定農業者：2 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

今後とも地域の担い手となる農家に農地を集積していく。

また、稲作農家においては更なる園芸の導入を図っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 26 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

新塚原集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 11 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 3 経営体（うち認定農業者：3 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

ご多分に漏れず、少子・高齢化の進展で地域農業自体が立ち行かなくなってきた。原因としては、農産物価格（特に、米価）の低下と、農機具や肥料の高価格が上げられ、兼業農家等の農家経営が立ち行かなくなってきたことにある。それでは、農地集積後の大規模農家の経営は採算的にあっているのだろうか。当集落としては、経営体（担い手）に跡継ぎがいるか否かを判断材料としているが、10年後の農村社会にも不安を感じている。農業関係の団体や協議会等を多く見受けられるが、兼業農家やリタイアした方々が構成員として入っているのかどうか、意見を素直に聞くべきだと思う。

このような社会情勢の中で、農協の果たすべき役割は多くあるが、実際は購買と金融に明け暮れており、膝を交えての話し合いは、すでに立ち行かなくなってきた。

今後は、生活の場としての農村社会が人々の生活に潤いを与えるように地域環境の整備と付加価値の高い土地利用を目指していきたい。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 26 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

中保集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 11 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2 経営体（うち認定農業者：2 経営体）

個人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

地域区民と農産物との調和を図り、生産性及び付加価値を高める農産物をつくり販売していく。

また、遊休農地及び調整水田等は、作物生産に結びつける様、区民一同協議しながら努める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 26 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

南新在家集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 11 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 転作作物として、大麦、そばを作付けしているが、その他にも新たな作物の栽培に取り組む
- ・ 集落で生産する米の大粒化、食味などの品質向上
- ・ 高齢化家庭やサラリーマン家庭の作り手がなくなった農地を集落営農法人への農地集約に取り組む
- ・ 6次産業化にむけて、もち米を生産しているが、今後はその加工及び販売も検討
- ・ イノシシ等の鳥獣害対策を行う
- ・ 堤防、畔の草刈り等、環境保全活動を活性化させ、病虫害被害の防止

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 26 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

上五条方集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 11 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

中心経営体が団地化した農地で効率良く営農できるよう、配慮しながら、農地の集積を促進する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 26 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

今井集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 11 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

個人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

集落 1 農場方式による協業経営、農業生産法人化を展開する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 26 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

下舌集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 11 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

個人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

各集落単位でなく、広域的に農業経営を行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 26 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西山集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 11 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 2 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

任意組織 1 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・里芋、ネギ、大豆等の特産品の生産に取り組む。
- ・エコファーマー化に取り組む。
- ・集落全体で電気柵の設置等、有害鳥獣対策に取り組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 26 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

松丸集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 11 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

個人 2 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

生産組合員は今後定年を迎える人が多くなっていくので、農産加工を導入する。

そして、後継者を育てて農業と暮らしの場として集落の維持を考える。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 26 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

石谷集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 11 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・堆肥の投入に助成するなど有機農業により慣行農業との差別化を図りたい。
- ・中心となる農家へ農地を集積していき、農地を維持していく。
- ・イノシシやハクビシンがいるので、被害防除対策を講じていきたい。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 26 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

下麻生嶋集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 11 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

個人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

当地区の農地は現在、約 6 割が担い手に集積されている。

残り 4 割の農地においても後継者が確保できにくい現状であり今後は、担い手への集積が進んで行くと考えられる。

課題としては、担い手への集積が進み耕作規模が拡大すると現在の設備規模では無理なので、新たな設備投資が必要である。

また、規模拡大をしたとき労働力も不足するが、出し手農家の労働力を有効利用する体制を構築していく方向を模索する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 26 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

土打集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 11 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

個人 4 経営体（うち認定農業者：2 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

低コスト化と面的農地集積を図る。

若手農業者、農地の出し手による園芸定着・高付加価値化を図る。